はじめに

市では、平成 13 (2001) 年 6 月に、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的に小平市環境基本条例を制定しました。その基本理念の着実な実現に向け、平成 14 (2002) 年に「小平市環境基本計画」を、平成 24 (2012) 年に「小平市第二次環境基本計画」を策定し、様々な環境施策の展開を図ってきました。

近年、災害級といわれるほどの猛暑や記録的な大雨が発生するなど、気候変動への適応の重要性が高まっています。また、海洋プラスチックごみをはじめとするプラスチック問題や生物多様性の保全などの新たな環境問題への対策も迫られているほか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や事業活動の変化に伴い、住環境をめぐる新たな課題への対応も必要となっています。

国際連合総会で採択された SDGs (持続可能な開発目標)において、環境分野の課題解決が多く含まれるように、市民の安全で快適な暮らしのため、そして、持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化対策をはじめ、循環型社会の形成、緑化の推進、生き物との共生、水循環の形成など、良好な環境の確保と保全への取組を総合的に進める必要があります。

これらの背景のもと、新たな生活様式に対応しつつ、複雑かつ多層的な課題の解決に向け、令和3 (2021) 年に「小平市第三次環境基本計画」を策定しました。目指す環境像「循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら」の実現に向け、市民、事業者、民間団体、市が一体となって、環境の保全に関する施策や活動を総合的・計画的に推進していきます。

本誌「小平市の環境」は、第三次環境基本計画の施策の体系に基づき、環境部が令和 4 (2022) 年度に実施した取組や環境基本計画における施策の進捗状況をまとめたものです。

計画に掲げる、目指す環境像を実現するためには、私たち一人ひとりが環境問題について考え、 積極的に行動し、協力して解決していく必要があり、この冊子をそのための基礎的な資料として 活用いただけると幸いです。

令和5(2023)年9月 小平市環境部

小平市環境基本条例(平成13(2001)年6月27日制定)

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした、環境への負荷の少ないまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなけれ ばならない。